



Be an ACE!

大志・貢献・活力

県立直江津中等教育学校

H26学校だより No. 13

平成26年6月27日発行

体験入学・学校説明会を開催しました！

6月21日(土)に小学校6年生とその保護者の皆様を対象に、「体験入学・学校説明会」を開催しました。2年生代表の佐野海徳さん、荻野葉緒さん、二宮由希菜さんが、大勢の参加者の前で、直中等の良さを自信をもって堂々とアピールしてくれました。また5年生の野口凜太郎さん、西桜子さんが特別に参加し、海外研修の有意義さを熱く語ってくれました。学校説明後、小学校6年生は、数学、英語、理科の体験授業に取り組みました。この体験授業でも、2年生は児童たちに、分かりやすくかつ優しく教えて、授業を盛り上げていました。2年生の姿に憧れ、本校への入学意思を固めた児童が一杯いたことだと思います。



上越地区大会(前期課程)に向けて頑張れ 直中等！

6月23日(月)に前期課程市内大会報告会・上越地区壮行会が行われました。市内大会を振り返って、上越地区大会の出場切符を勝ち取れなかった部活動の部長が、「残念ながら試合には勝てませんでしたが、自分には勝てました」と堂々と皆の前に報告する姿は立派でした。

さて、7月2, 3日は上越地区大会です。仲間を信じ、己を信じ、精一杯のプレーをしてきてほしいと思います。頑張れ！直中等！



部活名	会 場	部活名	会 場
サッカー	新井総合公園	剣 道	浦川原区体育館
ソフトテニス	上越総合運動公園	バドミントン	板倉中学校体育館 3日のみ
バレーボール	柏崎市総合体育館	水 泳	上越市民プール
女子バスケットボール	リージョンプラザ上越	器械体操	大潟体操アリーナ

来週的主要予定

- 6月 28日(土) ・ 1学年PTA 給食試食会、茶話会
- 30日(月) ・ 意識啓発講演会(4学年)
- 7月 2日(水) ・ 前期課程 上越地区大会、特編授業(午後放課) ・ 4, 5学年保護者面談
- 3日(木) ・ 前期課程 上越地区大会、特編授業(午後放課) ・ 4, 5学年保護者面談
- 5日(土) ・ 4, 5学年土曜講座 ・ 5学年PTA

お知らせ

いじめの未然防止・早期発見・即時対応のために、生徒指導体制の充実が喫緊の課題となっています。本校では、裏面に示したとおり、いじめ防止基本方針を策定し、全校体制で取り組んでいきます。

新潟県立直江津中等教育学校いじめ防止基本方針

本校では、全ての教職員が、「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こり得る」という事実を踏まえ、生徒の尊厳を守りながら、いじめのない学校づくりに向けて学校組織をあげて取り組みます。とりわけ本校は、中高一貫教育校であり、思春期の6年間を同じ仲間と過ごすこととなります。そのため、中高一貫教育校の特徴を活かし切磋琢磨し合える健全な仲間づくり、一生涯付き合える強い信頼関係で結ばれた仲間づくりを推進していくことが本校の責務であることを認識し、いじめをしない、いじめを許さない環境づくりを全校体制で作ります。

いじめ防止等の対策のための組織として、「いじめ対策委員会」を組織し、保護者、地域、関係機関とも連携しながら、「いじめの起こらない学校づくり」に向け、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向け組織的に対応します。

特に、重大事態が発生した場合には、県教育委員会に報告し、連携しながら対処するとともに、所轄の警察署等の関係機関に通報し、援助を求めます。

本基本方針には、「県立直江津中等教育学校いじめ防止基本方針実践のための行動計画」を設け、教職員はその計画に基づいて基本方針の実践に努めていきます。

1 組織的な対応に向けて

- いじめ対策委員会として「いじめ未然防止・早期発見に係る委員会（定期開催）」と「いじめ認知時の対応に係る委員会（随時開催）」を組織し、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向け組織的に対応します。
- いじめを始めとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を年間計画に位置付け実施し、全ての教職員の共通理解を図るとともに、具体的対応力の向上を図ります。

2 いじめの未然防止に向けて

- 生徒ひとり一人に対して、豊かな心を育み、道徳性を身につけさせることを通じて「いじめを許さない心」や「いじめを起こさない力」を育成し、いじめに発展するかもしれない日常のトラブルの解決が図れるよう、計画的な指導を実践します。
- 生徒ひとり一人が、意欲をもって学校の様々な教育活動に取り組めるよう「集団づくり」や「授業づくり」への取組を充実させるなど、いじめのない学校づくりに向けた指導の充実を図ります。
- 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、教職員の人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払います。
- インターネットのもつ利便性と危険性を理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導します。

3 いじめの早期発見に向けて

- いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われるということを、教職員ひとり一人が強く認識します。
- 生徒の声に耳を傾け、生徒の行動を注視し、生徒の些細な変化を見逃さないようにします。
- いじめの疑いがあることを認識した場合には、決して一部の教職員が抱え込むことなく組織的に対応します。
- 日頃から生徒との信頼関係を深め、生徒がいじめを相談しやすい体制を整えます。
- 日頃から保護者との信頼関係を深め、保護者との情報共有に努めます。
- 生徒、保護者、地域からのいじめに関する相談・通報の窓口を明確にします。

4 いじめの早期解決に向けて

- いじめられている生徒を徹底的に守り通します。
- いじめられている生徒や保護者の立場に立って対応します。
- いじめの疑いがあることを認識した場合には、その場でその行為を止めさせたことで安易に解決したと思いつくことなく、組織的かつ継続的に対応します。
- いじめている生徒については、行為の善悪をしっかりと理解させるとともに反省させ、二度といじめることのないよう、学校組織としてしっかりと指導します。
- 双方の保護者に対して、学校組織として説明責任を果たしつつ、学校と保護者が一致協力していじめの解決に向け取り組めるようにします。
- いじめを見ていた生徒に対しては、自分の問題として捉えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を育成します。
- いじめを認知した生徒が安心して伝えられる学校（環境）づくりに取り組み、伝えた生徒への見守りを行います。
- 解決した後も、いじめられた生徒、いじめた生徒の双方を継続的に指導・援助し、良好な人間関係の構築に努めます。